

「移住検討者情報管理システム」構築業務委託仕様書

1 委託業務名

「移住検討者情報管理システム」構築業務委託

2 目的

県の移住相談窓口では、相談者別に個別ファイルで相談者情報（年齢・性別等の属性及び相談内容）を管理しているが、システム管理に移行させ、相談者情報の蓄積・分析の容易にするほか、相談対応業務のノウハウを蓄積し、移住相談窓口でのサービスの均質化を図るもの。

3 業務内容

(1) システム構築について

次の機能を有するシステムを構築すること

① 移住相談者情報の入力機能

住所、メールアドレス、年代、性別などの属性のほか、移住後の生活で優先する条件、現在の悩み、イベント参加歴、その他移住相談特有の項目を入力・集計できること。また、移住相談者ごとに相談内容とその対応について入力できること。

② キーワード検索機能

相談内容とその対応についてキーワード検索ができること。

③ 移住完了者向けアンケートフォームの作成

【システム構築にあたっての留意点】

(ア) 日常業務の中でのシステムの立ち上げ、パスワード入力、移住相談者情報の入力、検索が簡便であること。

(イ) システム構築後、これまでの移住検討者の情報を2～3千件程度入力することを予定しており、また、年間新規で200～300件程度増えることを想定すること。システム使用者は、最大15名程度を想定すること（東京・大阪・富山からアクセス）。

(ウ) パスワード変更は、システム管理者（県）側で簡単に行えること。

(エ) 特定のブラウザの固有の機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザでウェブを表示できること。

- ・ MicrosoftEdge 最新版
- ・ Firefox 最新版
- ・ Ssfari 最新版
- ・ Chrome 最新版

上記ブラウザの新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。また、それ以前のバージョンであっても表示を可能とすること。

(オ) 個人情報取扱特記事項を遵守したものとすること。

(2) サーバの調達及び運用保守

- ① 運営に必要なサーバ（容量その他システム運営に必要なスペックを考慮したものとする。）を調達し、必要な初期設定を行うこと。また、そのサーバについて適切な保守管理を行うこと。
- ② 調達したサーバについて、情報セキュリティに必要な措置を講じること。なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。
- ③ レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
- ④ サーバの設置場所は次の条件を満たすこと。
 - a 国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
 - b 無停電電源装置及び自家発電機を備えていること。
 - c 入退室管理（生体認証、ICカード等）を行っていること。
 - d 監視カメラにより常時監視を行っていること。
- ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること、またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ⑥ 利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーション及びCMSについて、開発元の最新のセキュリティパッチを適用すること
- ⑦ 県で実施するホームページやネットワークの脆弱性診断を定期的に受診し、指摘事項に対処すること
 - ・必要に応じて県の監査を受診すること
 - ・アクセスログを3箇月以上保存すること
- ⑧ システムの使用方法、操作方法及び不具合等に関する問い合わせに対して、メール又は電話によるサポートを行うこと。システムに不具合が発生した際は、速やかに対応すること。
- ⑨ 主任担当者及び業務従事者の届出を行うこと
 - ・ 受託業者は、主任担当者を選任したときは当該主任担当者の氏名、所属、入社年月、主な業務経歴及び公認資格を記載した主任担当者選任届を提出すること。
 - ・ 委託業務に従事するすべての者（第三者に再委託を行う場合は、当該再委託先業者における業務従事者を含む。以下の項目において同じ。）について、業務従事者一覧表を作成し、あわせて提出すること。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 成果品

(1) 以下の成果物を電子ファイルで納品すること。

- ① プログラムを納めた電子ファイル、公開開始日時点のコンテンツデータ記録一式
- ② システム操作マニュアル 一式
- ③ WBS 及び制作・運用保守スケジュール 一式

(2) 納入場所

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

5 留意事項

- (1) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。
- (3) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (5) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権等を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に地方創生・移住交流課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (8) 受託者は業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。